

総務 第 71 号
平成 26 年 8 月 7 日

公益社団法人東広島市観光協会
代表者 蔵田 憲 様

広島県知事 湯崎 英彦



税額控除に係る証明書

貴法人が租税特別措置法施行令第 26 条の 2 第 1 項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、次のとおりです。

平成 26 年 8 月 7 日 から 平成 31 年 8 月 6 日 まで